

人材確保

留学生就職支援

出入国在留管理庁
大阪出入国在留管理局在留支援部門

「特定活動(告示第46号)」(令和元年5月施行) (本邦大学等卒業者)

本邦において行うことができる活動

本邦大学卒業者が、本邦の公私の機関において、本邦の大学等において修得した広い知識、応用的能力等のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動を認めるもの。

要件

■ 学歴

日本の**4年制大学・大学院の修了した者**、日本の専門学校（キャリア形成促進プログラム対象コースに限る）を卒業して高度専門士の称号を獲得した者、短期大学・高等専門学校を卒業し、文科省が定める学習を行い、大学改革支援・学位授与機構が行う審査を行う審査に合格して学士の学位を授与されたもの

■ 日本語能力

日本語能力試験N1 又はBJTビジネス日本語能力テストで480点以上

■ 業務内容

- ✓ 学術上の素養等を背景とする一定水準以上の業務が含まれていること、又は、今後当該業務に従事することが見込まれること
- ✓ 日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含むこと

■ フルタイム勤務の常勤職員

※派遣社員として派遣先において就労活動を行うことはできません。

■ 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

※法律上資格を有する方が行うこととされている業務（いわゆる業務独占資格が必要なもの）及び風俗関係業務に従事することはできません。

入管HP「留学生の就職支援に係る『特定活動』(本邦大学等卒業者)についてのガイドライン」

